

松山空港における検温実施要領（案）

【趣旨・目的】

県内に新型コロナウイルス感染が拡大しつつあることを踏まえ、水際対策を強化することとし、県域を越えて県内に移動する方々への啓発及び任意での検温を行うことで、感染拡大を未然に防ぐものとする。

【実施期間・実施場所】

- 実施期間：令和2年4月20日（月）～5月6日（水）〈予定〉
松山空港に到着する便に合わせて実施
- 実施場所：松山空港国内線 1階到着ロビー

【実施方法】

- 松山空港での到着客に対し、県職員が到着口で啓発資料を手渡すとともに、同意を頂ける方に対し、非接触型検温計（ガンタイプ）により検温を行う。
- 検温を行った方のうち、37.5度以上の熱を感知した場合は、特に他人への接触を避けるとともに、病院での受診や相談先を案内するなどの注意喚起を行う。
※いずれも任意のお願いとし、乗客の感情にも配慮するため強制はしない。

【実施体制】

- 県職員4名が交代で松山空港に常駐し行う。
交通対策課職員を中心に企画振興部内職員のローテーションで対応する。（その際、マスクの着用や検温実施後の消毒等を徹底する。）

【効果】

- 県外からの来県者に対して啓発を行うことにより、発症していない方も含め、来県後の慎重な行動を促す。
- 発熱などの症状のある来県者に対して、相談先を案内することで、早期の受診を促す。
- 県民に周知することで、県外の親戚等に対し、帰省や旅行など不要不急の来県を控えるよう促す。